

現基本計画と区民提言との対応表

第 章 健康でおもいやりのあるまち

- 1 心と体の健康づくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 生涯を通じた心と体の健康づくり	- 8 -	健康増進、介護予防への取組みの促進	- 1 - 1、 - 2 - 3の両方に位置づけ
	- 9 -	生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから	- 1 - 1、 - 2 - 3の両方に位置づけ 高齢者が気軽に行けるような身近な地域の居場所づくり、たまり場づくり
(1) それぞれの世代等に対応した健康づくり			
1 健康づくりの推進			
2 元気館事業の充実【重点】			
3 アレルギー疾患等健康相談事業			
4 結核対策の充実			
5 エイズ対策の充実			
6 骨粗しょう症予防検診			
・ことぶき館、清風園等の管理運営(一般事業)			
・感染症まん延防止対策の推進(一般事業)			
(2) 心の健康づくりの推進	- 10 -	さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出	- 3 - 3(1)、 - 1 - 1(2)、 - 1 - 1(2)- 41
	- 10 -	「障害者インターンシップ」など障害者の雇用につながる機会の創出	
	- 10 -	社会的ハンディのある人の社会参加の促進	
7 精神障害者ホームヘルプサービスの実施			
8 精神障害者のケアマネジメント体制の構築【新規】			
・精神障害者の就労の機会と場の拡充(一般事業)			
・精神障害者共同作業所等通所訓練事業運営助成(一般事業)			
・精神障害者グループホーム運営助成等(一般事業)			
(3) 生活環境衛生の推進			
・食品衛生関係法令に基づく監視指導等(一般事業)			
・環境衛生、医事、薬事関係法令に基づく監視指導等(一般事業)			
2 地域保健医療体制の整備			
(1) 地域保健医療体制の充実			
・保健所・保健センターの運営(一般事業)			
・地域保健医療体制整備協議会の運営(一般事業)			

- 2 地域とともに育む福祉社会づくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 きめこまやかな総合的福祉の推進			
(1) 福祉と保健・医療の一体的なサービスの提供	- 8 -	介護に関する情報提供の仕組みの改善	
	- 10 -	一人暮らしの孤独死を防止する	- 2 - 1(1)、 - 3 - 1(1)に位置づけ 地域の見守りや協力員の仕組みを改善・充実させるとともに、地域と行政が連携し、地域で高齢者の生活を支え合う仕組みを検討・促進する
	- 10 -	ボランティア活動の育成・普及	- 2 - 1(1)、 - 2 - 3(1)の両方に位置づけ 高齢者や障害者に対する介護技術の一般への普及啓発、ボランティア活動への参加拡大に資する仕組みの検討

9 利用者支援の充実			
・保健情報システムの運営(一般事業)			
・福祉情報システムの運営(一般事業)			
2 在宅福祉、在宅医療の推進			
	-8-	家族介護者への支援	-2-2、 -3-1(1)の両方に位置づけ
	-8-	公的介護サービスの改善	-2-2、 -3-1(1)の両方に位置づけ
(1) 住宅の改善	-8-	在宅と施設の連携	-2-2-(1)、 -2-2-(3)、 -3-1(1)に位置づけ
	-12-	ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進	-2-2(1)、 -3-1(1)、 -3-2(2)に位置づけ
	-12-	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり1	-2-2(1)、 -3-1(1)、 -3-2(2)に位置づけ
10 高齢者の多様な住まいの推進	-12-	多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり方策	-2-2(1)-10、 -3-1(1)に位置づけ
・住宅設備改修費助成等(一般事業)			
(2) 訪問サービスの体制の整備			
11 訪問指導の充実			
・高齢者配食サービスの充実(一般事業)			
・高齢者緊急通報システムの整備(一般事業)			
(3) 地域の福祉、保健施設の整備	-8-	在宅と施設の連携	-2-2-(1)、 -2-2-(3)、 -3-1(1)に位置づけ
3 社会参加と生きがいづくり	-8-	健康増進、介護予防への取組みの促進	-1-1、 -2-3の両方に位置づけ
	-9-	生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから	-1-1、 -2-3の両方に位置づけ 高齢者が気軽に行けるような身近な地域の居場所づくり、たまり場づくり
(1) 地域参加の促進	-8-	地域交流の活性化	身近な地域における交流をコーディネートする役割を果たす人材の育成、民生委員と高齢者をつなぐための取組みの検討 -2-3(1)、 -3-1(1)-59に位置づけ
	-9-	仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダーの育成	地域の仲間づくりの支援に向けた魅力のあるリーダーの育成や各機関の役割の明確化、施設や活動拠点の活発化に向けたコーディネーターとしての人材の育成
	-9-	新しい発想によるイベントなど団塊世代の参加意欲を高める仕掛けづくり	新しい発想によるイベントなど団塊世代の参加意欲を高める仕掛けづくり
	-10-	ボランティア活動の育成・普及	-2-1(1)、 -2-3(1)の両方に位置づけ 高齢者や障害者に対する介護技術の一般への普及啓発、ボランティア活動への参加拡大に資する仕組みの検討
12 高齢者が輝くまちづくり【重点】【新規】	-10-	大切にしたい伝統文化を子どもたちに伝える	各地に開設される子どもの居場所における、伝統文化・技術・芸能・芸術・武道・遊びなど、地域の高齢者による学習機会の提供
・高齢者地域支え合い活動の推進(一般事業)			
(2) 就労機会の確保	-9-	「生きがい」は、基盤となる経済支援情報の提供・相談から	高齢者の雇用情勢や経済支援に関する情報、相談への対応の充実
13 高齢者就業支援事業への助成【重点】			
14 知的障害者通所授産施設の充実【新規】			
4 子育て支援の推進	-6-	必要なところに必要な情報やサービスが平等に届くため、子どもに関する管轄の統一	
	-7-	子どもをたくさん生み育てたい人が、もう一人いても大丈夫と子育て支援策を実感できる、医療や教育面での経済的な支援	

(1) 保育体制の整備			
15 待機児童の解消【重点】【新規】			
・区立保育所の運営(一般事業)			
・私立保育所等への委託(一般事業)			
(2) 地域の支援体制の強化	-7-	出産直後に初めての土地や育児に戸惑わないため、妊娠中から地域の情報や先輩からの育児の学びの機会をさまざまな形で提供する	
	-6-	子育ての連続性・多様性に対応するため、運営主体を越えた現実的な連携の促進	行政内部の施設や担当者間の協働・改革(人事異動面での配慮)、行政の縦割り管轄・年齢別の縦割り・地域ごとの組織の縦割りなどの解消
16 子育て相談の充実			
17 絵本でふれあう子育て支援			
18 在宅子育て支援サービスの充実【重点】	-7-	子育てを重点に取り組みたい専業主婦の社会活動参加のための支援	
19 子ども家庭支援センター機能の強化【重点】	-1-	子どもの権利侵害を、第三者の大人に打ち明けられる窓口の拡大	
	-1-	権利侵害から子どもを救済するためのネットワークづくり	
	-7-	出産直後から2歳までの育児負担の大きい時期の訪問育児支援・訪問相談を充実させる	
20 乳幼児親子の居場所づくり【重点】	-6-	地域で子育て子育て支援するボランティアやNPO(以下支援団体)との積極的な連携	
	-6-	子どもが豊富な体験・経験をする育ちの場(居場所)づくり	
	-7-	地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる	
	-7-	多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供	
21 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化【重点】	-1-	子どもの権利侵害を、第三者の大人に打ち明けられる窓口の拡大	
	-6-	保護者のつながり作りへの積極的な支援	
	-6-	子どもの育ちの場を見守る地域の人材づくり	
	-1-	若者発のアイデアを産む場の確保・バックアップ	青少年が集まる「拠点」を確保する。また、青少年自立のための(仮称)「ジュニア市民会議」と連携し、青少年の潜在的な能力を引き出す機会を提供する。
22 幼稚園と保育園の連携・一元化【重点】	-6-	子育ての連続性・多様性に対応するため、運営主体を越えた現実的な連携の促進	行政内部の施設や担当者間の協働・改革(人事異動面での配慮)、行政の縦割り管轄・年齢別の縦割り・地域ごとの組織の縦割りなどの解消
・児童手当・児童扶養手当の支給(一般事業)			
・乳幼児医療費助成の推進(一般事業)			
・乳幼児事故防止対策の実施(一般事業)			
・児童館の管理運営(一般事業)			
5 人権の保護と生活の支援	-1-	「子どもの人権保障」を念頭においた子育て支援の拠点づくりを行なう	親や子ども、区と関係機関、区民の協働による企画、運営体制づくり
	-1-	子どもに市民としての参画の機会を提供するために、新宿子ども会議(仮称)をスタートする	
	-1-	子ども会議を支援し、子どもの権利条例の準備委員会的な場の設置	
	-1-	子どもの権利救済・回復を図るための第三者機関として、オンブズパーソン制度(*)を設置する	
(1) 相談体制の充実と生活の支援			
(2) ひとり親家庭への支援			
・ひとり親家庭福祉 休養ホーム、家事援助者雇用助成等(一般事業)			

1-3 社会福祉を支える新しいしくみづくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開			
(1) 福祉と保健・医療サービスの総合化	-8-	家族介護者への支援	-2-2、 -3-1(1)の両方に位置づけ
	-8-	在宅と施設の連携	-2-2-(1)、 -2-2-(3)、 -3-1(1)に位置づけ
	-8-	公的介護サービスの改善	-2-2、 -3-1(1)の両方に位置づけ
	-8-	マンパワーの強化に向けて	ケアマネジャー等の研修、労働環境等のチェック、第三者によるサービスの監視・評価・勧告を行う体制等の整備
	-10-	一人暮らしの孤独死を防止する	-2-1(1)、 -3-1(1)に位置づけ 地域の見守りや協力員の仕組みを改善・充実させるとともに、地域と行政が連携し、地域で高齢者の生活を支え合う仕組みを検討・促進する
	-10-	住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創出	
23 介護サービス基盤整備の推進【重点】			
24 介護予防の新たな展開【重点】【新規】			
25 自立支援対策の推進【重点】			
26 認知症高齢者対策の推進			
27 在宅介護支援センターの充実【重点】			
28 介護保険利用者保護体制の充実			
29 介護保険の適正利用の促進【新規】			
・介護保険制度の運営(一般事業)			
・老人保健医療制度の運営(一般事業)			
・介護予防トレーニング教室(一般事業)			
(2) 関係組織の連携と統合			
2 ともにつくる福祉の推進			
(1) 民間との連携の推進			
30 知的障害者・障害児ショートステイの充実【重点】【新規】			
31 心身障害者グループホームの設置促進【重点】			
32 心身障害者入所施設の設置促進【重点】			
(2) 参加と協働の推進	-9-	ボランティア、社会貢献活動を促す心理的サポートの充実	老いも若きも一人ひとりが皆を支える気持ちを持つ社会の形成
	-8-	地域交流の活性化	
	-10-	一人暮らしの孤独死を防止する	
33 地域見守りネットワークの充実			
3 人にやさしいまちづくりの推進			
(1) ノーマライゼーションの理念の普及	-10-	さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出	総務部 -3-3(1)、健康部 -1-1(2)、教育委員会 -1-1(2)-41に位置づけ
・福祉のまちづくりの推進(一般事業)			
(2) 道路・公共的施設の改善	-5-	遊歩道の整備を促進	-2-3-(1)、 -3-3-(2)、 -3-1-(3)、 -3-2-(2)に位置づけ 遊歩道は幼児と老人、障害者も安心して散策できるものとする、遊歩道の素材は土またはチップ材の使用を原則とする

第 章 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

- 1 生涯学習、スポーツの推進

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 学習・教育環境の充実			
(1) 家庭、地域、学校の連携			
34 家庭の教育力の向上	-6-	保護者のつながり作りへの積極的な支援	
	-7-	地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる	
	-7-	就労中の親も地域活動・地域生活に組みやすくなるための支援	
35 地域の教育力との協働・連携の推進【重点】	-3-	教育力向上のためのスクール・サポート体制づくり	スクール・コーディネーターを2名化、学区を越えた人材サポートシステム「スクール・サポート・バンク(仮称)」の組成
	-3-	小学校を核とした子どもとコミュニティの居場所づくり	
	-5-	青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成	
	-10-	大切にしたい伝統文化を子どもたちに伝える	
	-10-	子どもたちが社会で学び、社会参画の意味を知る機会づくり	コミュニティ学館(仮称)による子どもへのキャリア学習実施の支援・コーディネート
	-11-	代表者会議の設置と外国人の人権の尊重	
(2) 学校教育の充実	-1-	子どもに、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキル(*)を身につける学習を積極的に行う	NPOとの連携による参加体験型のカリキュラムづくりと区内全小学校における実施
	-1-	子どもを支える大人たちに対しては、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキルを身につける研修を積極的に行う	大人向けの参加型研修の実施
	-1-	子どもに市民としての参画の機会を提供するために、新宿子ども会議(仮称)をスタートする	学校での取組に関して
	-2-	子どもから慕われ信頼される教師の確保と育成	教員の採用や研修等における区独自の取り組みの推進、教員養成課程を有する区内大学機関との連携
	-4-	自己を知りビジョンを描くための青少年の能力開発支援	
	-3-	子どもや青少年とアートとの接点の拡大	
36 特色ある学校づくり【重点】			
37 情報教育の推進			
38 少人数学習指導の推進【重点】	-2-	より質の高い教育を得られる学校づくりをめざして	学級編制権や教師のフリーエージェント制など、現場の裁量権の拡大による子どもたちの実態に応じた取り組みの推進
39 学校図書の実践	-2-	学校図書の充実と区立図書館との有効連携活用	
40 地域学校協力体制の整備【重点】【新規】			
41 心身障害教育の実践	-2-	支援を必要とする子どもたちが個性に応じて学べる環境づくり	
	-10-	さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出	総務部 -3-3(1)、健康部 -1-1(2)、教育委員会 -1-1(2)-41に位置づけ
幼稚園と保育園の連携・一元化【重点】(再掲)			
42 学校適正配置の推進			
43 学校施設の計画的整備【重点】			
44 学校施設の改修			
45 学校施設の改善			
・区立学校の管理運営(一般事業)			
・教育センターの管理運営(一般事業)			
・就学援助(一般事業)			
・安全教育の充実(一般事業)			
(3) 地域環境の整備			

2 開かれた学校づくり			
(1) 学校開放の推進	-2-	コミュニティの活動拠点（施設面）の整備・拡充と利用の促進	-1-1-(2)、 -1-2-(1)、 -3-2-(1)、 -3-2-(2)に位置づけ 各地域センターの機能拡大強化と活用、公共の空スペースや身近な民間の空きスペースの活動拠点としての活用
46 開かれた学校づくり	-3-	子どもの教育をよりよくするための開かれた教育委員会の設置	
	-3-	開かれた学校づくりのための学校評議員制度の改革	
・学校選択制の推進(一般事業)	-2-	地域に信頼される学校づくりを目指した学校選択制度	小学校低学年における登下校時や放課後の過ごし方など新たな課題を踏まえた、学校選択制のメリットとデメリットの再検証
(2) 国際理解教育の充実			
47 国際理解教育の推進	-1-	特に支援を要する子どもたちの権利を十分保障する	
	-2-	日本語教育の支援が必要な子どもに十分な学習の機会を保障するための手立て	
	-11-	代表者会議の設置と外国人の人権の尊重	-1-2-(2)、 -5-2-(1)、 -5-2-(2)に位置づけ 代表者会議の設置による外国人の声を聴き、区政に参加できる機会の創出、超過滞在外国人へのサポートの実施、住宅や教育など多文化共生のための基盤整備
3 生涯学習、スポーツの条件整備			
(1) 生涯学習、スポーツ活動の活性化	-9-	高齢者のIT利用に力を入れる	教室の開催など高齢者に対するIT利用の普及
	-1-	子どもを支える大人たちに対しては、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキルを身につける研修を積極的に行う	大人向けの参加型研修の実施
	-7-	多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供	育児に関心の薄い父親向けのワークショップや学習会の実施、勤労者、退職者などを対象とした地域人として活動するための講習会の実施、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした住民、企業向け講座の開催
	-10-	『持続可能な社会づくり』のための新宿区コミュニティ学館（仮称）の創設	-1-3(1)、 -1-3(2)の両方に位置づけ
	-10-	地域の担い手・繋ぎ手の育成のための、学びの機会の提供	-1-3(1)、 -1-3(2)、 -3-1(1)-59に位置づけ
	-10-	子どもも大人も持続可能な社会づくりについて学べる機会づくり	-1-3(1)、 -1-3(2)の両方に位置づけ
48 職員の地域派遣事業の推進(ふれあいトク宅配便)			
49 屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保			
・小学校校庭、学校体育館、学校プール開放(一般事業)			
(2) 自主学習、スポーツ活動グループへの支援	-10-	『持続可能な社会づくり』のための新宿区コミュニティ学館（仮称）の創設	-1-3(1)、 -1-3(2)の両方に位置づけ
	-10-	地域の担い手・繋ぎ手の育成のための、学びの機会の提供	-1-3(1)、 -1-3(2)、 -3-1(1)-59に位置づけ
	-10-	子どもも大人も持続可能な社会づくりについて学べる機会づくり	-1-3(1)、 -1-3(2)の両方に位置づけ
50 生涯学習指導者・支援者バンクの充実			
51 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	-3-	小学校を核とした子どもとコミュニティの居場所づくり	
(3) 図書館の機能の充実	-3-	価値ある情報の流通を確立する/文化情報ネットワークの構築	
	-8-	「情報センター」は生活情報の多角化とヒューマンネットワークの構築	-1-3-(3)、 -5-1-(1)に位置づけ 既存の各種公共施設とのネットワーク化による情報の一元化、コンシェルジェ機能の強化
	-8-	「情報センター」の早期実現のため委員会設置	委員会設置による「情報センター」の立案・構築と必要なシステム開発による情報センターの早期実現
	-8-	図書館・情報センターに求められているもの	文化・楽しみの発信基地としての役割に対応した図書館運営、職員への資料選択・保管や来館者ニーズの把握、コンシェルジェの実施など多様な知識と経験・能力の向上
	-8-	誰もが利用しやすい図書館であり、情報センターであること	子供や高齢者の来訪に配慮した図書館の適切な配置。本来の図書館機能に加えた情報センターとしての機能の充実
52 子ども読書活動の推進	-2-	学校図書の実と区立図書館との有効連携活用	
・図書館施設、機能の充実(一般事業)			
・図書館サービスネットワークの整備(一般事業)			

- 2 個性ある地域文化づくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 地域文化活動の活性化	- 3 -	国際芸術村、次代の芸術家の誘致	
	- 3 -	新宿らしい多様性を楽しめるまち	区民が多様性に対する共通理解を進め、多様性を来街者にアピールし理解してもらった仕組みを構築する。区は活動を支える環境構築や来街者意識を把握する。
(1) 地域文化の振興	- 3 -	価値ある情報の流通を確立する / 文化情報ネットワークの構築	
	- 3 -	空き店舗、廃校などの空間の芸術目的への積極的な活用と民間施設の認定	民間によるライブスペース等を準公共的な施設として位置づける。空き店舗・事務所や廃校などを芸術目的で活用し、ある特定地域を芸術村として発展させる。
	- 3 -	新宿らしい都市文化（大衆文化）を創造し発信する	映画、映像、アニメなどの制作工房の立地誘導や芸術家等の居住促進、新宿らしい娯楽等の創造によって、新宿駅周辺の多様なまちの文化、娯楽の遺産を受け継ぎ、新しい時代における新宿文化を生産・発信する。
	- 4 -	新しい祭の創造で、地域の連帯と一体感の創出をはかる	伝統的な祭りに並行して、誰もが気軽に参加できる新しい祭りをづくり、その中で新しい地域アイデンティティを創出する。これらの祭りは、従来の町内会・商店会などの垣根を越えた新しい組織で運営する。
53 文化体験プログラム事業の展開【重点】【新規】	- 3 -	区内の芸術家・芸術団体の認定・登録とその活動への支援	
	- 3 -	区民自身が表現者として、新宿の文化を担う	区内の専門家、団体との協力により、区民が気軽に参加できる芸術講習会の開催やフェスティバルの開催により、区民の質の向上を目指す。
	- 3 -	子どもや青少年とアートとの接点の拡大	学校における芸術教育の充実や地域の文化活動の支援により、子どもや青少年が文化に接する環境を提供する。
	- 3 -	新たな産業、企業の苗床づくりを	学生が「ホンモノ」の芸術との接点を持つことができる機会を提供するとともに、在学生や卒業生のための工房を整備し、人材を育成する。
54 文化・観光施策の推進【重点】【新規】	- 4 -	文士村と漱石山房、紅葉、ハーン記念館の創設	現計画で一部対応（地域文化の発掘、文化・観光ルートの整備）
	- 4 -	地域の歴史を発掘し、地域学から新宿学へと誘う	現計画で一部対応（地域文化の発掘） 地域史や社会史研究から民間企業の生い立ちまで、区民の自主研究による地域学の誕生を促し、総合的新宿学の構築を目指すため、区民との協働によるリーダー育成や資料提供、講師派遣等を実施する。
	- 4 -	古典文化・古典芸能を「新古典」形式で試み味わう	現計画で一部対応（地域文化の発掘） 既存の地域資源を活用し、古典芸能の革新による「新しい古典芸能」を創造する。
	- 4 -	文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり	
	- 4 -	文化・歴史の掘り起こしと発信	現計画で一部対応（地域文化の発掘） 様々な地域資源を区民が掘り起こし、それらを紹介するガイドプレートの設置やマップ作成・配布、コンシェルジェ制度の導入などにより発信していく。さらに地域や地区のアイデンティティとして、町名の由来を遡れる解説を発信する。
	- 4 -	「アートのまち・新宿」を新宿ブランドの確立定着に活用する	現計画で一部対応（文化・観光ルートの整備） 地域の伝統産業に従事する専門技能者や芸術家と区民との交流を促進し、付加価値の高い製品の開発と供給が可能となる「新宿ブランド」の確立を目指す。
	- 3 -	来街者がまた来たくなるまち	現計画で一部対応（地域文化の発掘） 区民による情報共有や自らの経験を生かした情報提供を進める。またこの区は「新宿遺産」の認定や「観光コンシェルジェ」の創設などの制度を構築するとともに、ホームページ等を活用したPR体制の構築と来街者の意識把握を行う。
55 文化・芸術活動への区民参加の促進	- 4 -	区民学芸員の養成と在野の専門家の活用	
56 新宿文化センターの整備【新規】			
2 文化資源の保護と文化環境づくりの推進			
(1) 歴史博物館の充実			
57 博物館友の会の推進			

(2) 文化資源の保存と活用	-4-	まちづくりのための税制上の支援制度の検討	保全型まちづくりを推進する上で地域が必要とする景観や文化等に資する不動産等について、まちの資源として維持存続、活用する場合の、土地や建物の相続に関する税の特例措置などを検討し、地域資源の継承を支援する
	-2-	歴史的建造物等の保全・活用	-2-2-(2)、-1-2-(2)に位置づけ 地区登録文化財の指定と保全
	-4-	庶民の古典芸能ルネッサンス	落語を中心として、日本の大衆的伝統芸能の企画を展開し、新宿に古典文化の文芸復興をはかる。
	-4-	文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり	坂を新宿の地形的資源、歴史的遺産ととらえ、これらと歴史地区、文化・歴史拠点等をネットワーク化した新宿区史跡巡りコースを、設定する。また、神楽坂等の美しい坂について、斜面緑地の再生整備などのまちづくりガイドラインを策定する。
	-4-	いにしえの地名を将来に残し、それを観光資源にする	古からの地名を紹介するとともに、切絵図などや当時の生活の復元図などを盛り込んだ「タイムスリップ案内板」を設置し、まちの持つ歴史を伝える。
	-4-	残したい「戦後風俗新宿遺産」を創設する	「戦後風俗新宿遺産」を創設し、新宿ゴールデン街を第1回新宿遺産として認定し、長く残す。また神楽坂和加菜旅館などの登録を検討する。
	-4-	遊歩空間としての路地文化を継承し、路地を保全する	神楽坂などの独特の路地文化を保存するため、官民一体となった保存構想を早急に制定する。
文化財保護保存調査(一般事業)			
(3) 文化環境づくりの推進	-4-	界隈を活かしたまちづくり - 「歴史地区」の制定	「歴史地区」を新たに制定し、消防施設の配備など防災に配慮しつつ、魅力に富んだ既存の界隈を活かしたまちづくりを進める。
	-4-	文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり	坂を新宿の地形的資源、歴史的遺産ととらえ、これらと歴史地区、文化・歴史拠点等をネットワーク化した新宿区史跡巡りコースを、設定する。また、神楽坂等の美しい坂について、斜面緑地の再生整備などのまちづくりガイドラインを策定する。
	-4-	文化資源の保護と文化環境づくり - 駅構内アートミュージアムの創設	駅ビル建設時に、「市民アートミュージアム」を新設する。また、区民は各種文化財の総合的な把握と保護を図るとともに、ミニ博物館の開催など、地区単位での文化環境の拡充を図る。
58 ミニ博物館の充実及び推進			

- 3 ふれあい、参加、協働の推進

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 コミュニティ活動の充実と支援			
(1) コミュニティ活動の充実	-10-	「持続可能社会」実現のための活動や「子どもの参画」のための地域組織づくり	持続可能な社会」実現のための組織やより良い社会づくりへの「子どもの参画」のための住民主体の仕組みづくり -3-1(1)、-1-3(2)に位置づけ
59 NPO等との協働の環境づくりの推進【重点】【新規】	-1-	「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有化を図る	(仮)自治基本条例」を制定による新宿区の自治のあり方、代表制民主主義と直接制民主主義の連携、区民・事業者・行政の役割の規定と参画・協働の意味やしくみの明確化
	-1-	参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる	
	-1-	協働を推進するため、NPOなどへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする	
	-1-	協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する	
	-1-	多様な主体との協働・役割分担	
	-2-	地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する	行政から区民への情報伝達方法の見直しや行政と町会の会議の開放、地域政策環境指標の提供
	-2-	コミュニティ活動推進人材の育成と確保	シニア・団塊の世代・外国人などの社会参加促進、コミュニティ活動を抜本的に活性化するための専門的な人材の育成
	-4-	地区別予算の確保や、地域による事業提案制度の確立	
	-4-	新しいまちづくり財源確保のための仕組みづくり	まちづくり支援ファンドやコミュニティファンド、BID、まちづくりNPOのための自主財源確保の仕組み、企業スポンサーをまちづくり活動と連携させる仕組み、用途指定の納税制度の導入など、税収だけに頼らないまちづくり財源の確保手法の開発

	-8-	地域交流の活性化	身近な地域における交流をコーディネートする役割を果たす人材の育成、民生委員と高齢者をつなぐための取組みの検討 -2-3(1)、 -3-1(1)-59に位置づけ
	-10-	地域の担い手・繋ぎ手の育成のための、学びの機会の提供	-1-3(1)、 -1-3(2)、 -3-1(1)-59に位置づけ
(2) コミュニティ活動への支援	-3-	区政やコミュニティへの関心を高め、自治の担い手を充実させる	区民自身の意識啓発、身近な地域ごとの制度の構築、若手の参加促進など町会制度のあり方の見直し、地域情報提供の充実
	-4-	自治活動の柱立てとしてまちづくりを位置づけ区民の多様な参加を誘う体制づくり	まちづくりへの様々な主体の参加の積極的な呼びかけによる実現
60 地域協働事業への支援(公募制ふれあい活動推進) ・町会・自治会等活性化への支援(一般事業)			
2 コミュニティ施設の充実と利用の促進			
(1) コミュニティ施設の整備	-2-	コミュニティの活動拠点(施設面)の整備・拡充と利用の促進	-1-1-(2)、 -1-2-(1)、 -3-2-(1)、 -3-2-(2)に位置づけ 各地域センターの機能拡大強化と活用、公共の空スペースや身近な民間の空きスペースの活動拠点としての活用
	-13-	公共施設の見直し再編	現在の児童館、ことぶき館、社会教育会館などの見直し、再編、統合
	-13-	区役所第二分庁舎(旧四谷第五小学校跡)について	区役所第二分庁舎の区民のための多目的施設としての活用
61 学校跡地を活用したひろばづくり【重点】【新規】			
(2) コミュニティ施設の利用促進			
62 地域センターの整備【重点】	-2-	コミュニティの活動拠点(施設面)の整備・拡充と利用の促進	-1-1-(2)、 -1-2-(1)、 -3-2-(1)、 -3-2-(2)に位置づけ 各地域センターの機能拡大強化と活用、公共の空スペースや身近な民間の空きスペースの活動拠点としての活用
	-9-	身近な地域の施設や活動拠点を増やす取組み	身近で気軽に利用できる小さな施設を増やし、各地域の特性にあった活動拠点のあり方の検討
3 青少年の健全育成			
(1) 青少年の健全育成	-4-	社会的責任を醸成するための青少年の社会参画の機会づくり	
	-4-	ニート(NEET)と呼ばれる青年たちへの対応	

- 4 男女共同参画社会の構築

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 男女平等のための意識づくり			
(1) 学校教育における男女平等教育の推進			
(2) 社会教育における男女平等教育の推進			
63 男女共同参画への啓発活動の充実 ・男女共同参画推進センターの情報提供(一般事業)	-7-	子育てを重点に取り組みたい専業主婦の社会活動参加のための支援	
(3) 性教育を通しての男女平等教育の推進 ・人権尊重教育の推進(一般事業)			
2 あらゆる分野における男女共同参画の促進			
(1) 政策・方針決定過程への男女の共同参画の促進			
64 女性の参画の促進			
65 職場における男女共同参画の推進【新規】	-2-	『新宿区はワーク・ライフ・バランスを推進する企業を応援します(育てます)』というスローガンを掲げ、企業に働きかける	
	-2-	企業と地域や区民をつなげる橋渡し役や交流の場づくりを検討していく	
	-2-	ワーク・ライフ・バランス企業に対する新宿区独自の優遇措置	

	-2-	ワーク・ライフ・バランス企業を推進するための区民の組織づくり	
・男女平等推進計画の推進(一般事業)			
(2) 地域活動への男女の共同参画の促進			
3 家庭生活を男女がともに担うための支援			
(1) 家庭生活における男女平等観の育成と支援	-7-	多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供	
66 男女共同意識啓発のための情報提供			
(2) 多様化する家庭への支援			
・女性総合相談(一般事業)			

- 5 平和の推進と国際化への対応

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 平和事業の推進			
(1) 平和事業の推進			
67 平和啓発事業の推進			
2 国際化に対応した地域社会づくり			
(1) 外国人のための環境整備	-7-	国際都市新宿にふさわしく、子育て情報を多言語で提供していく	
	-11-	居住への総合的対応	-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化などの課題に対し、専門部局の設置等
	-11-	相互理解を深める対応	-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 外国人への施策、多文化共生に係る情報の区民、諸団体等への提供
	-11-	外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる	-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 関連NPOや在住留学生・外国人諸団体等の組織化と活用、日本人と外国人の協同作業の活性化、地域団体と外国人(民族グループ)のネットワーク化
	-11-	代表者会議の設置と外国人の人権の尊重	-1-2-(2)、-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 代表者会議の設置による外国人の声を聴き、区政に参加できる機会の創出、超過滞在外国人へのサポートの実施、住宅や教育など多文化共生のための基盤整備
	-6-	多文化・多様性の新しい環境対策の推進(あれもあり、これもあるまち)	外国人の地域活動への参加促進が該当。-5-2(1)(2)、-3-2(2)に位置づけ。 外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進
	-7-	周知方法の工夫	外国人にもわかりやすいようにチラシを配布したり、絵入りの標識や看板を設置する。
68 多文化共生のまちづくり【重点】【新規】	-7-	国際都市新宿にふさわしく、子育て情報を多言語で提供していく	
	-11-	居住への総合的対応	-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化などの課題に対し、専門部局の設置等
	-11-	相互理解を深める対応	-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 外国人への施策、多文化共生に係る情報の区民、諸団体等への提供
	-11-	外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる	-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 関連NPOや在住留学生・外国人諸団体等の組織化と活用、日本人と外国人の協同作業の活性化、地域団体と外国人(民族グループ)のネットワーク化
	-11-	代表者会議の設置と外国人の人権の尊重	-1-2-(2)、-5-2-(1)、-5-2-(2)に位置づけ 代表者会議の設置による外国人の声を聴き、区政に参加できる機会の創出、超過滞在外国人へのサポートの実施、住宅や教育など多文化共生のための基盤整備

	-2-	地域に信頼される学校づくりを目指した学校選択制度	小学校低学年における登下校時や放課後の過ごし方など新たな課題を踏まえた、学校選択制のメリットとデメリットの再検証
	-7-	周知方法の工夫	外国人にもわかりやすいようにチラシを配布したり、絵入りの標識や看板を設置する。
69 日本語学習への支援【重点】[新規]			
(2) 国際理解を深める事業の推進	- -	多様な主体との協働・役割分担	
	-11-	外国人を地域社会の一員としてうけとめ、地域のネットワークをつくる	
	-11-	代表会議の設置と外国人の人権の尊重	
	-6-	多文化・多様性の新しい環境対策の推進(あれもあり、これもあるまち)	外国人の地域活動への参加促進が該当。 -5-2(1)(2)、 -3-2(2)に位置づけ。 外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進

第 章 安全で快適な、みどりのあるまち

- 1 計画的なまちづくりの展開

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 適切な都市構造の実現	-5-	西新宿エリア内での再開発プロジェクトの推進	
(1) 都市骨格の形成	-6-	安心して歩きたくなるまちづくりの推進	都市交通整備が該当 -1-1(1)、 -1-1(1)-70、 -2-1(1)、 -3-2(3)-104、 -3-2(5)に位置づけ
70 鉄道網の整備促進	-6-	安心して歩きたくなるまちづくりの推進	都市交通整備が該当 -1-1(1)、 -1-1(1)-70、 -2-1(1)、 -3-2(3)-104、 -3-2(5)に位置づけ
(2) 土地利用の適正な誘導			
71 都市マスタープランの改定【重点】[新規] ・地域地区見直し事務(一般事業)	-5-	超高層マンションについて	超高層マンション開発の抑制(地域の治安悪化、高い維持・管理コスト、都市景観の阻害、子どもの育成環境への影響、住民の健康への悪影響等)
	-5-	超高層と立地	立地ガイドラインの作成、利用条件の規定による超高層マンションに「住むことによる害」の除去
(3) 都市基盤施設の整備	-5-	新宿超高層ビル群の魅力開発計画	駅と中央公園を結ぶ遊歩道整備等
	-6-	道路の幅員別のあり方	幹線道路(20m以上):自動車・自転車と車椅子・歩行者の棲み分け、駐車スペース・荷さばきスペースの設置。補助幹線道路(16m以上)未満:歩道・自転車レーン・街路樹の設置など
	-7-	誰にも利用しやすい鉄道	鉄道利用者を十分に補えるスペースの駐輪場の設置義務を各駅に設ける
	-7-	路面電車(LRT)の復活	架線のない地下集電システムのLRTを復活させる。早稲田と区内の公園を結ぶ路線を中心にLRTのルートを検討する。採算性向上のため企画列車の運行を実施する。
	-7-	利用しやすいバス	既存バスのルートの見直しやスポーツ・文化施設へのアクセスを向上させるコミュニティバスの導入。雨風をしのげる待合所の設置やフリー乗降区間や時間の設定など乗降環境の改善。
	-3-	にぎわいと魅力あふれる街/「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
72 都市計画道路の整備(補助第72号線)			
73 都市計画道路の整備(駅街路10号線)			
74 地籍情報の調査			

75 交通結節点の整備推進(中井駅周辺)			
76 交通バリアフリーの整備促進	-7-	誰にも利用しやすい鉄道	ホームと車両間の自動ブレードの設置、ベビーカーや電動車椅子でも利用しやすいエレベーターの設置基準やベビーカーや電動車椅子でも乗車しやすい社内空間の整備(優先車両の設置等)
・都市計画道路等の整備促進(一般事業)			
2 地域の特性をいかした参加のまちづくり	-4-	総合計画、都市計画、建築、景観関係の委員会、審議会への区民参加	景観については -1-2-(2)
	-5-	西新宿エリア内での再開発プロジェクトの推進	
(1) 地域別まちづくりの推進	-15-	災害復興計画と都市機能の再生	小柱と事業の両方に位置づけ
	-4-	地場産業と居住の共存するまちづくり	工場の集約や、公開空地がある住宅・地場産業用途の建築物について容積率を緩和する「地場産業のための総合設計制度」の制定により、地場産業と居住の共存するまちづくりをすすめる。
77 再開発による市街地の整備			
78 地域別市街地整備の推進	-5-	超高層と公共建築の使い方	西新宿4丁目南地区における民間主導の複合施設(公共施設と民間施設)開発の促進
79 区民主体のまちづくり・地区計画の推進【重点】【新規】	-4-	地区計画のまちづくりとまちを保全するための新しい都市計画制度の導入	
	-15-	災害復興計画と都市機能の再生	小柱と事業の両方に位置づけ
	-1-	時空間の連続性を重視したまちづくり 地形を活かした都市計画	地形風土マスタープランの新設、まちづくりと一体となった整備事業、地形の大規模変更の禁止条例の制定、「下町低地」の防災性の向上、まちづくりの優先順位

- 2 災害に強い安全なまちづくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 防災都市づくり			
(1) 都市防災機能の向上	-6-	安心して歩きたくなるまちづくりの推進	電柱の地中化等が該当。 -1-1(1)、-1-1(1)-70、-2-1(1)、-3-2(3)-104、-3-2(5)に位置づけ
	-15-	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	
80 都市防災機能の向上			
81 百人町三・四丁目地区の整備推進			
82 百人町三・四丁目地区の道路・公園整備			
(2) 総合的な治水対策の推進	-15-	総合的な風水害と治水対策の促進	(2)と83の両方に位置づけ
83 水位警報装置の改良【重点】【新規】	-15-	総合的な風水害と治水対策の促進	
・総合治水対策の促進(一般事業)			
・水防対策の推進(一般事業)			
(3) 安全・安心なまちづくりの推進	-15-	犯罪を許さないまちづくり	犯罪の未然防止のため、交番を防犯拠点とした地域ぐるみの対処を進めるとともに、警察組織の再編や防犯相談所の増設、救済支援制度等の整備・推進を図る
	-15-	地域の安全と安心なまちづくり	関係機関における防犯情報の共有、犯罪クリーンアップ作戦の拡大実施、多目的スーパー防犯灯の活用、学校安全警備員や警察官OBの活用による学校安全対策の強化
84 歌舞伎町対策の推進【重点】【新規】	-1-	安心して若者が集えるまちづくりのために	歌舞伎町の問題に対し、新宿区民として安心して若者が集えるまちをつくるため、性風俗関連特殊営業について協議の場を設ける。
	-3-	歌舞伎町の再生、活性化	
85 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進【重点】	-14-	犯罪を許さない安全・安心なまちづくり	区民の自主防犯意識を醸成し、地域活動や防犯カメラの設置を通じ、犯罪が起こりにくい状態を目指す。また多種多様な人々のネットワークの構築を進める

86 安全・安心な建築物づくり ・既存建築物の防災対策指導(一般事業) ・民有灯及び商店街灯の維持助成(一般事業)			
2 地域ぐるみの防災体制づくり	-15-	区内民間事業者との災害協力と帰宅困難者支援	(前半は(1)に近いが帰宅困難者対策がこちらに配置されているため中柱に位置づけ)
(1) 地域の防災体制の強化	-15-	防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援	
	-14-	区と区民の協働での防災体制づくり	
87 多目的環境防災広場の確保			
88 防災ボランティアの育成			
89 避難所の震災対策【重点】[新規] ・防災区民組織の育成(一般事業)	-15-	備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の整備充実	
(2) 救援・救護体制の整備	-14-	区と区民の協働での防災体制づくり	災害時の行動指針作成により、社会的弱者に配慮した救護体制や非常時の情報伝達体制の整備、防災訓練の実施を進める
90 災害対策用各種水利の確保及び充実			
91 避難所機能の充実【重点】 ・災害用備品の充実(一般事業)	-15-	備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の整備充実	
(3) 災害活動体制の整備	-14-	地域に安全安心なまちをつくる(都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み)	行政の危機管理能力の向上を図るとともに、各種機関との連携と協働により、様々な取り組みへの体制を整備する。また、住民の意識改革を進める。
	-15-	備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の整備充実	
92 職員防災住宅の整備【新規】 ・職員応急態勢の整備(一般事業)			

- 3 快適な生活環境づくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 住みよい環境づくり			
(1) 住宅地の保全と改善	-12-	ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進	-2-2(1)、 -3-1(1)、 -3-2(2)に位置づけ
	-12-	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり1	-2-2(1)、 -3-1(1)、 -3-2(2)に位置づけ
	-12-	多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり方策	-2-2(1)-10、 -3-1(1)に位置づけ
93 分譲マンションの適切な管理運営の支援			
94 住宅建設資金融資あっ旋			
95 住み替え居住継続支援【新規】	-12-	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり2	住み替え等に関する情報収集・提供・相談・ネットワークを機能させるため、各種機関の連携を担うコーディネーターの育成等の支援体制の整備や経済的な支援の実施
96 子育てファミリー世帯居住支援【新規】 ・高齢者入居支援事業(一般事業)	-12-	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり2	住み替え等に関する情報収集・提供・相談・ネットワークを機能させるため、各種機関の連携を担うコーディネーターの育成等の支援体制の整備や経済的な支援の実施
(2) 良好な住環境づくり			
97 都心共同住宅供給事業等の推進			
98 子育て支援マンションの整備誘導【新規】	-12-	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり3	リバースモーゲージ制度、子育て支援認定マンション制度、ワンルームマンション条例の事業や条例等に関する、地域・住民・事業者・行政による検証、課題発見と解決策の検討
2 人にやさしい道路、交通施設の整備			

(1) 生活道路の整備	-6-	道路の幅員別のあり方	生活道路(8.5m未満): 街路樹と埋め込み型の縁石とガードレールによる安全な歩道の確保、狭小路地(6m未満): 電線等の地中化など
	-3-	にぎわいと魅力あふれる街/「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
99 主要な生活道路の整備推進			
100 細街路の拡幅整備 ・細街路沿道整備(一般事業)			
(2) くらしのなかの道づくり	-12-	ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進	-2-2(1)、 -3-1(1)、 -3-2(2)に位置づけ
	-12-	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり1	-2-2(1)、 -3-1(1)、 -3-2(2)に位置づけ
	-5-	遊歩道の整備を促進	-2-3-(1)、 -3-3-(2)、 -3-1-(3)、 -3-2-(2)に位置づけ 遊歩道は幼児と老人、障害者も安心して散策できるものとする、遊歩道の素材は土またはチップ材の使用を原則とする
	-6-	多文化・多様性の新しい環境対策の推進(あれもあり、これもあるまち)	道路のバリアフリー化の推進が該当。 -5-2(1)(2)、 -3-2(2)に位置づけ。 外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進
	-6-	道路の幅員別のあり方	生活道路(8.5m未満): 車道部分が6m未満の場合の一方通行化、狭小路地(6m未満): 車両進入禁止又は一方通行化、路面の狭さく・歩道仕様による進入・速度制限など
	-3-	にぎわいと魅力あふれる街/「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
101 人とくらしの道づくり	-12-	地域の個性を生かした身近な住環境の充実	-3-2(2)-101、 -4-1(1)-108,109、 -4-2(1)-113に位置づけ
102 道路の改良			
(3) 快適な歩行空間の整備	-15-	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	
	-6-	道路の幅員別のあり方	幹線道路(20m以上): 自動車・自転車と電動車椅子・歩行者の棲み分け、障害物のない安全な歩道の管理、花壇やベンチの設置、補助幹線道路(16m以上)未満: 街路樹と埋め込み型の縁石とガードレールによる安全な歩道の確保、路面の狭さく・歩道仕様による進入・速度制限など
	-6-	歩行者天国(車と自転車乗り入れ禁止)	
	-3-	にぎわいと魅力あふれる街/「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
	-3-	民間と行政の協働による街づくり	モールの利用・維持管理組織としてのTMOの活用や、イベント等の実施に際する民間ノウハウ・資金の活用など、商業地区の賑わいと魅力の創造に対する商工業者等の積極的な関与を促す。
103 やすらぎの散歩道整備	-1-	失われつつある水辺の再生	-3-2-(3)、 -4-1-(2)に位置づけ 河川の水辺の再生、整備、親水護岸化、遊歩道の整備、外壕の保全、再生
	-1-	みどりの風を感じるまちづくり	神田川沿いを緑のみちで囲み、遊歩道を通すことによる水辺を再生と「新宿の森」の整備、台地と低地の境界にある斜面緑地の保全と再生を図る斜面緑地ガイドライン、開発規制条例の策定
	-1-	「水辺と森の環」	新宿区の外縁部を縁取る水辺と「新宿の森(-1-)」をみどりの回廊で囲み、「水辺と森の環」として整備
	-5-	遊歩道の整備を促進	-2-3-(1)、 -3-3-(2)、 -3-1-(3)、 -3-2-(2)に位置づけ 遊歩道は幼児と老人、障害者も安心して散策できるものとする、遊歩道の素材は土またはチップ材の使用を原則とする

104 道路の無電柱化整備【新規】	-6-	安心して歩きたくなるまちづくりの推進	電柱の地中化等が該当。 -1-1(1)、 -1-1(1)-70、 -2-1(1)、 -3-2(3)-104、 -3-2(5)に位置づけ
(4) 道路機能の保全と改良			
105 路面下空洞調査			
106 まちをつなぐ橋の整備			
・道路の維持補修(一般事業)			
・街路樹・植樹帯の維持管理(一般事業)			
・街路灯の維持管理(一般事業)			
(5) 交通安全のまちづくり	-2-	身近な街並みの改善や整備	まちかどアメニティスポットづくりや景観を疎外する行為への対処に係る権限の住民への委譲と条例の修正、経費の助成等
	-5-	地域単位の「環境改善センター(仮称)」を開設し、環境改善に向けたコミュニティセンター的な役割を設定	自転車マナー教育プログラムを運営し、区内で自転車に乗るためには講習を受けることを義務づける。
	-6-	安心して歩きたくなるまちづくりの推進	自転車の活用の推進等に係る施策(駐輪場整備、交通安全教育)が該当。 -1-1(1)、 -1-1(1)-70、 -2-1(1)、 -3-2(3)-104、 -3-2(5)に位置づけ
	-3-	魅力的な街並みや良好な景観、快適な歩行空間を整備する	
	-7-	誰にも利用しやすい鉄道	交通渋滞を誘発する開かずの踏切については鉄道会社の責任の明確化。鉄道利用者を十分に補えるスペースの駐輪場の設置義務を各駅に設ける
	-7-	自転車・電動車椅子制度	自転車利用許可制度、自転車税、駐輪場証明等。電動車椅子制度の明確化。
	-7-	未利用地	小さな未利用地は有料バイクや自転車置き場に利用し、バイク・駐輪車場の協同管理を促進する。
107 放置自転車対策の推進			
・みんなで進める交通安全(一般事業)			
・交通安全施設の整備(一般事業)			

- 4 うるおいのあるみどりのまちづくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 みどりと水の豊かなまちづくり			
(1) みどりの保全・回復と緑化の推進	-1-	新宿の“森”の再生 - 旧藩邸を新宿の森へ	既存の七つの緑に七つの旧藩邸を加え、十四の「新宿の森」づくり
	-1-	環境修復回復型ミティゲーション(代償)制度	開発を行って失った緑などを他の場所や他の手法で確保する、新宿方式のミティゲーション制度の制定
	-5-	住宅地の生垣整備を促進	住宅街のコンクリートブロックの撤去とみどりの塀(生垣)の設置推進、生垣の設置には区における助成金措置等の一層の充実化を推進、塀が除去されたことによる防犯上の問題は区と地域住民との話し合いで解決

	- 5 -	屋上緑化、壁面緑化の普及促進	ビル・擁壁等の緑化は蔓性植物を使用して促進、長期にわたる大規模な工事現場の塀は緑化を義務付け、新設の中・低層ビルには税制面の優遇策を適用し屋上緑化を義務付け
	- 5 -	管理方法の切り口についての提案	超高層ビル群における歩いて楽しい歩行者ネットワークと一体的な緑の配置検討、低層部のビルの屋上緑化、区民・行政を含めた維持管理の仕組みづくり等
108 公共施設の緑化・民間施設の緑化【重点】	-12-	地域の個性を生かした身近な住環境の充実	-3-2(2)-101、 -4-1(1)-108,109、 -4-2(1)-113に位置づけ
109 安心のみどり整備	-12-	地域の個性を生かした身近な住環境の充実	-3-2(2)-101、 -4-1(1)-108,109、 -4-2(1)-113に位置づけ
110 みどりの保全			
111 新宿りっぱな街路樹運動【重点】【新規】	- 5 -	街路樹に特色を持つ街路づくり	道幅に応じた街路樹か灌木かを選択、歩道と車道間の区切りとしてグリーンベルトを設置
	- 3 -	魅力的な街並みや良好な景観、快適な歩行空間を整備する	新宿グリーンシンボルロード計画 計画道路事業における街路樹の整備促進が該当
(2) 水とみどりのネットワーク			
112 アユが喜ぶ川づくり【重点】	- 1 -	失われつつある水辺の再生	-3-2-(3)、 -4-1-(2)に位置づけ 河川の水辺の再生、整備、親水護岸化、遊歩道の整備、外濠の保全、再生
	- 1 -	玉川上水の復活	玉川上水の開渠化、親水空間としての再生
	- 1 -	大規模構築物の地下化への要請	首都高速5号線架橋下となっている神田川の再生、外濠の貴重な水面の保全
	- 5 -	水辺の空間の創出を促進	川沿いの公園の遊水公園化、遊歩道とサイクリングロード、人道橋設置、玉川上水の復活、外濠の水質改善と親水公園化
・河川の維持管理(一般事業)			
・河川のしゅんせつ(一般事業)			
2 公園、広場などの整備充実			
(1) 公園、広場などの整備充実			
113 みんなで考える身近な公園の整備	- 6 -	新宿に育つ子どもが豊富な体験・経験ができる生活環境づくり	子ども達の目線に立った、建物の配置、道路の舗装や街路樹、植込み、路地などの見直し・改善、土や草や木や虫など身近な自然と触れ合わせるための公園づくり
	-12-	地域の個性を生かした身近な住環境の充実	-3-2(2)-101、 -4-1(1)-108,109、 -4-2(1)-113に位置づけ
	-13-	区立公園の見直しと改修	地域の利用者の意見やアイデアを取り入れたワークショップ方式などによる既存公園の改善
	-10-	近隣地域の公園(ポケットパーク)を整備利用して「地域交流」の拠点にする	近隣地域の公園を気軽に人が集まれる場所に変え、地域コミュニティづくり等の拠点として整備
114 サポーター制度による公園管理	-13-	公園の維持、管理について	公園愛護会や公園サポーター制度の再検討など、区民と行政の役割分担による公園の維持、管理
	- 5 -	魅力ある公園づくりの推進	周辺環境を考慮した特色ある公園づくり、公園相互のネットワーク化、樹木、草花をベースとした公園づくり、新宿御苑の区民の森としての開放、公園の管理運営の地域住民やボランティア団体、NPOへの移管、外濠を整備し公園としての機能を付加、都立戸山公園の区への移管による森林公園としての整備
115 漱石公園のリニューアル【新規】			
116 妙正寺川公園第 期整備			
・公園及び児童遊園等の維持管理(一般事業)			

第 章 にぎわいと魅力あふれる
まち

- 1 魅力あふれるまちづくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 魅力ある都市空間づくり			
(1) 魅力ある都市空間づくり	-3-	新宿の賑わいの最大拠点・新宿駅周辺地区の活性化	事業と小項目に位置づけ 新宿駅周辺の歩行者優先地区の拡大や設置、新宿駅東西自由通路の早期実現、新宿駅西口の地上歩行者ルートの創設などにより、新宿駅周辺の回遊性を高める。
	-6-	道路の幅員別のあり方	幹線道路(20m以上)で、区内に点在する公園や河川・堀・藩邸(7つの森の復活)を街路樹で繋ぐ、障害物等のない安全な歩道の管理、歩道を楽しく快適に利用できる工夫とわかりやすい道案内、花壇やベンチの設置等
歌舞伎町対策の推進【重点】[新規](再掲)	-3-	歌舞伎町の再生、活性化	現計画で一部対応 風俗営業からの脱却をはかり、多種多様な文化の体験や新たな産業の誘致、小区画土地の再開発などにより、老若男女が集えるまちとして歌舞伎町を再生する。
117 新宿駅周辺地区の交通環境整備推進	-5-	新宿超高層ビル群の魅力開発計画	駅と中央公園を結ぶ遊歩道整備等
	-5-	新宿駅ビルの超高層ビルについての提案	周辺に開かれた低層部設計、類似施設開発を踏まえた魅力ある空間・施設づくり
	-3-	新宿の賑わいの最大拠点・新宿駅周辺地区の活性化	新宿駅周辺の歩行者優先地区の拡大や設置、新宿駅東西自由通路の早期実現、新宿駅西口の地上歩行者ルートの創設などにより、新宿駅周辺の回遊性を高める。
	-6-	駐車場	街の中心部から外れた場所(地下鉄や路面電車・バス停の近く)に大型駐車場を設置し、循環バスや自転車タクシー等と連携、中心部と駐車料金に差をつけるなどにより、街中に車をなるべく入れない工夫をする。
2 清潔で美しいまちづくり			

(1) 清潔で快適な都市環境づくり	-6-	ゴミの落ちていないきれいなまちづくりの推進	環境サポーター制度については対応なし 協議会組織などにより、住民・企業・地域団体・行政が長期的・継続的に協働してまちを清掃。行政独自の清掃対策の強化。環境サポーターによる区内巡回、区への報告制度の創設。自動販売機設置に伴う空き缶処理等の責任強化。
	-4-	だれもがいきいきと生きるまちをつくるために	1人1人が簡単な「まちの掃除」に取り組むことで、結果的に犯罪抑止につながり安全で活気のあるまちを実現する。
	-6-	道路の幅員別のあり方	幹線道路(20m以上):24時間ゴミ置き場設置
118 歩きタバコ防止対策の推進【重点】[新規]			
119 ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進【重点】 ・公衆便所の維持管理(一般事業)			
(2) 景観まちづくりの推進	-6-	美しく潤いのあるまちづくりの推進	高層ビルの建設に関する地域との事前調整、町名やガード下等への壁画を通じたまちづくりへの意識の醸成、住環境に関するインフラ整備に係る予算の情報開示
120 新たな景観まちづくりの推進【新規】	-4-	まちづくりのための税制上の支援制度の検討	保全型まちづくりを推進する上で地域が必要とする景観や文化等に資する不動産等について、まちの資源として維持・活用する場合の、土地や建物の相続に関する税の特例措置などを検討し、地域資源の継承を支援する
	-4-	総合計画、都市計画、建築、景観関係の委員会、審議会への区民参加	
	-2-	地域からの視点と発想による景観資源の調査、発掘	-1-2-(2)、-3-1-(1)に位置づけ 「景観コンテスト」等による区民自らの手による景観形成の提案、地区協議会による提案の集約と実践
	-2-	地区協議会を核とした地域の景観計画の策定	-1-2-(2)、-3-1-(1)に位置づけ 地区協議会が先導する景観計画策定に向けた景観協議会の設置
	-2-	景観法の活用と地域と協働した景観施策の推進	区が景観行政団体として景観法の活用による地域の提案に基づく取り組みと内外への景観のアピールなどを実施
	-2-	歴史的建造物等の保全・活用	-2-2-(2)、-1-2-(2)に位置づけ 地区登録文化財の指定と保全
	-2-	再開発の歴史と伝統を生かしたまちづくり	日本を代表する高層ビル群の都市景観である西新宿活用
	-2-	超高層建築の計画とデザインなどに関するガイドラインづくり	低層部の周辺との連続性やオープンスペースや緑の導入、周辺からの景観に配慮したデザインなど地域のまちづくり協議会などと連携した合意形成システムの構築と強制力のあるガイドラインの導入
	-5-	超高層とまちなみ景観	西新宿地区における超高層ビルと中高層ビルの配置による街並み形成等、西新宿地区以外の地区のマンション開発における景観への配慮

- 2 活力ある地域産業づくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 中小企業の振興			
(1) 中小企業の振興	- 8 -	新宿区立産業会館（BIZ）を観光、ビジネス支援、商店会、産業界の拠点として再構築	関係者等からなる活性化会議を設置し、新宿区立産業会館の役割を再構築する。
121 中小企業活性化支援			
・制度融資の運営(一般事業)			
・商工相談(一般事業)			
2 地場産業の振興	- 4 -	地場産業と居住の共存するまちづくり	
	- 4 -	伝統産業の継承を支援する仕組みづくり	伝統産業をネットワーク化し、新しい工夫の奨励や作業環境の改善等への支援を行う。後継者確保や技術者の認定制度の導入等により、伝統産業の継承を支援する。
	- 4 -	「アートのまち・新宿」を新宿ブランドの確立定着に活用する	地域の伝統産業に従事する専門技能者や芸術家と区民との交流を促進し、付加価値の高い製品の開発と供給が可能となる「新宿ブランド」の確立を目指す。
(1) 地場産業の振興			
122 地場産業の振興			
123 ものづくり産業支援【新規】	- 3 -	新たな産業、起業の苗床づくりを	
3 中小企業で働く人々の福祉の推進			
(1) 中小企業で働く人々の福祉の推進			

- 3 魅力ある地域商店街づくり

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 商店街の活性化	- 1 -	地域商店や企業と連携した若者によるイベント企画	商品企画やイベント企画に参加協力する機会を若者に提供することで、商店・若者それぞれにメリットをもたらす。さらそうした情報を発信することで、若者がチャレンジできる活気あふれる街としてのイメージを構築する。
	- 3 -	にぎわいと魅力あふれる街 / 「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
	- 4 -	地域の賑わいと顔の見える商店街づくり	店主自らの誇りと感性により個性的な魅力ある店作りを進める。さらに、地域ブランドづくりや地域とのコミュニケーション構築など、地域に賑わいを作り出す商店街を目指す。
(1) 商店街の活性化	- 4 -	顧客参加の商店会の新しい波	地域商店会活性化のため、居住者の商店会への参加を促し、商品構成やイベントなどを一体となって検討するとともに、得られる利益を地域へ還元する。
124 商店街ステップアップ支援			
2 魅力ある買物空間づくり	- 1 -	地域商店や企業と連携した若者によるイベント企画	商品企画やイベント企画に参加協力する機会を若者に提供することで、商店・若者それぞれにメリットをもたらす。さらそうした情報を発信することで、若者がチャレンジできる活気あふれる街としてのイメージを構築する。
	- 3 -	にぎわいと魅力あふれる街 / 「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
	- 4 -	地域の賑わいと顔の見える商店街づくり	店主自らの誇りと感性により個性的な魅力ある店作りを進める。さらに、地域ブランドづくりや地域とのコミュニケーション構築など、地域に賑わいを作り出す商店街を目指す。
(1) 魅力ある買物空間づくり			
125 魅力ある商店街づくり支援			
126 商店街にぎわい創出支援			

- 4 豊かな消費生活の実現

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 消費者の自立支援			
(1) 消費者の自立支援			
127 消費者学習の充実			
・消費者情報の提供(一般事業)	- 8 -	安心な信頼のおける情報ツールとトラブル解決システム	既存の新宿消費生活センターを中心に、行政と消費者団体の協働によるイベントの実施や情報の収集・提供の仕組みを構築
2 安全で安心できる消費生活の実現			
(1) 安全で安心できる消費生活の実現			
・消費生活相談(一般事業)			

第 章 身近な環境に配慮した、
地球にやさしいまち

- 1 環境への負荷の少ない社会シ
ステムの構築

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 環境への負荷の低減			
(1) 地球環境保全の推進			
(2) 公害の防止・生活環境の保全	-7-	利用しやすいバス	環境や需要に対し適切な車両（エコカー、小型バス等）の使用。
128 公害の監視・規制・指導の充実 ・公害苦情処理、事業所の指導(一般事業)			
2 資源循環型社会の形成	-7-	拡大生産者責任の徹底	
(1) ごみの発生抑制・リサイクルの推進等	-7-	ゴミ減量目標値の設定と増強すべき施策	家庭ごみの有料化もゴミ減量化に有効な策である。
129 ごみの発生抑制に向けた普及啓発	-5-	地域単位に「環境改善センター（仮称）」を開設し、環境改善に向けたコミュニティセンター的な役割を設定	近隣を核とした地域ごとのごみ分別学習会等の開催。集合住宅の所有者、管理人に対して入居者へのゴミ排出方法の講習を実施。
	-7-	啓発活動の推進	
	-7-	周知方法の工夫	分別方法の情報提供。条例による不動産屋や大家の入居者への指導を義務づけなど
130 資源回収の推進 ・リサイクル活動センターの管理運営(一般事業) ・地域特性にあったごみの収集(一般事業) ・新宿中継所の監視運営(一般事業) ・23区で共同したゴミの適正処理(一般事業)	-7-	ごみ・資源の収集体制の見直し	収集体制の変更については実施していない。
3 環境保全思想の普及と啓発	-10-	江戸文化を参考にした「持続可能な社会」の具体的イメージづくり	江戸の「共生」、「循環」の具体的な取り組みや地域コミュニティ形成を学ぶ
(1) 環境保全思想の普及・啓発	-5-	地域単位に「環境改善センター（仮称）」を開設し、環境改善に向けたコミュニティセンター的な役割を設定	ごみの分野については -1-2-(1)-129、交通安全分野については -3-2-(5)
	-5-	「新宿 地域情報センター」の設置による地域（まち）・文化・環境情報の発信	環境への理解を促進するため、「環境学習」をテーマとしたハイキングコースを設定する
	-5-	市民参加による「環境保全ボランティア制度」の創設（ボランティア養成・活動）	
	-5-	ボランティア活動に対するエコマネー制度の導入	
	-7-	再生品の普及	
	-8-	情報共有	具体的な取組の状況などを環境学習情報センター等の情報発信機能を活用して発信。シンポジウム、ワークショップ等の交流の場を定期的に設け、共有化を促進。区の環境施策・事業の積極的な周知。
131 環境学習情報センターを核とした普及・啓発 ・環境学習情報センターの運営(一般事業)	-8-	情報共有	具体的な取組の状況などを環境学習情報センター等の情報発信機能を活用して発信。シンポジウム、ワークショップ等の交流の場を定期的に設け、共有化を促進。区の環境施策・事業の積極的な周知。（-1-3(1)の計画事業）
	-5-	具体的な活動の場の設定	新宿区立環境学習情報センターの情報発信機能と連携し、～の具体的な活動の場を設定し、行動を始める。
(2) 環境学習の推進	-5-	青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成	
	-5-	学校教育における環境教育体験学習の導入	

-5-	「新宿 地域情報センター」の設置による地域(まち)・文化・環境情報の発信	新宿まち歩き支援センターを地域情報センター内に設置し、まち歩きに有益な情報を提供するほか、ガイドの実施、環境教育インストラクターの養成等をおこなう。
-5-	市民参加による「環境保全ボランティア制度」の創設(ボランティア養成・活動)	
-7-	啓発活動の推進	児童・生徒に対しては環境教育を一層充実させる。
-8-	環境教育	環境教育の実施は -1-3(2)に対応するが、第4次実施計画に具体的な計画事業はない。
-10-	「持続可能な社会」実現のための活動や「子どもの参画」のための地域組織づくり	持続可能な社会」実現のための組織やより良い社会づくりへの「子どもの参画」のための住民主体の仕組みづくり、 -1-3(2)に位置づけ

- 2 快適環境の保全と創出

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 環境施策の総合的展開と推進	-9-	グリーン入札制度の導入	環境認証を取得している事業者や、環境配慮評価制度で表彰された事業所から、区は優先的に物品を調達する制度の実施
(1) 環境施策の展開			
132 環境白書の作成と報告会の開催			
・ISO14001認証継続(一般事業)			
(2) 環境保全活動の促進	-4-	企業の地域参画の仕組み作り	事業者への環境保全活動の啓発についてはこちらで対応。
	-8-	「新宿エコアクション」	「新宿エコアクション」の作成は -2-1(2)に対応するが、第4次実施計画に具体的な計画事業はない。 「モデル地区、モデル事業者」の設定に対応する計画等はない。
	-9-	地域通貨(エコマネー)の導入	原課では、地域通貨の導入を「環境保全活動の促進」に係る一手段と認識。
	-9-	環境配慮評価制度の実施	原課では、地域通貨の導入を「環境保全活動の促進」に係る一手段と認識。
・環境保全活動の支援(一般事業)			
・新宿駅周辺及び高田馬場駅周辺等環境対策(一般事業)			
2 環境保全型まちづくり			
(1) 環境保全事業の研究・誘導	-8-	重点地区・テーマ	-2-2(1)、 -3-1(1)-136の両方に位置づけ 技術導入の促進に該当。(ただし、第4次実施計画に具体的な計画事業はない。) 重点地区や重点テーマの設定に対応する計画等はない。 区、地区協議会等が地球温暖化防止についての重点地区や重点テーマを設定して、商業地域、業務地域、住宅地域等を対象に技術導入を図る
(2) 環境保全型まちづくり	-8-	率先的取り組み	区が管理する施設を対象に現行および将来的な技術対策を計画的に導入し、区民の対策意識向上を図る。
133 環境に配慮した道づくり【新規】	-8-	率先的取り組み	区が管理する施設を対象に現行および将来的な技術対策を計画的に導入し、区民の対策意識向上を図る。(-2-2(2)の計画事業)
	-15-	総合的な風水害と治水対策の促進	

第 章 構想の推進のために

- 1 自立した区政の確立

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 自立した区政の確立			
(1) 自立した区政の推進	- 1 -	「参加・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有化を図る - 運営原則の確立 -	
	- 3 -	自治の理念・仕組みを明確化するために、自治基本条例を制定する	「自治基本条例」の制定、区議会の改革、区民が区政を監視するシステムの構築、情報開示の徹底とその内容と質の向上
	- 3 -		
	- 4 -	自治に置ける「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にします。	地区、区、都、国等の「補完性の原則」の明確化

- 2 参加と協働のまちづくりの推進

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 参加と協働のまちづくりの推進			
(1) 参加のしくみづくり	- 1 -	区民提案を実現していくため、「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築する	計画推進に関する評価・チェック組織の継続設置と執行状況に応じた計画の見直しと更新の仕組みづくり
	- 1 -	参加を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる。	
	- 1 -	協働を推進するため、NPOなどへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする	
	- 1 -	協働事業の推進にあたり、区民参加型事業評価などの制度を確立する	
	- 1 -	多様な主体との協働・役割分担	
	- 1 -	行政の組織体制を整備する	「参画・協働」の推進のための専管組織（企画調整室や政策室など）の設置
	- 3 -	参加の仕組みを拡充し制度化する	
	- 4 -	区民の声を実現していくための仕組みづくり	区民会議の成果を総合計画、基本計画、都市マスタープラン等に十分に反映させ、実現を担保していく仕組みの構築
134 区民参加型ミニ市場公募債の導入【新規】			
・区政モニター活動(一般事業)			
・電子会議室の運営(一般事業)			
(2) 公益的な活動への支援	- 4 -	企業の地域参画の仕組み作り	英国における「グランドワークシステム」のような、企業のスポンサー制による環境改善やまちなみ景観保全などの制度導入など、公的活動参加のインセンティブを高めるための制度の整備
(3) 情報環境の充実	- 4 -	まちづくり情報の普及・共有方策	
	- 8 -	区民がつくる「区民の、区民による、区民のためのメディア」を設立します	
	- 1 -	行政の体質改善・意識改革を図る	
	- 2 -	地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する	
・広報紙の発行(一般事業)			
・区政情報センターの運営(一般事業)			
・ビデオ広報等の製作(一般事業)			

- 3 地域を基盤にした区政の推進

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 地域を基盤にした区政の推進			
(1) 地域からの計画づくり			
135 区民との協働による基本構想・基本計画づくり【重点】【新規】			
136 地区協議会の設立・運営【重点】【新規】	-1-	参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる	
	-2-	コミュニティ活動を充実させ、地域に根ざした自治をつくる	地区協議会による区民提言の実行等
	-3-	参加の仕組みを拡充し制度化する	区民会議、地区協議会の役割等を自治基本条例による明確化など
	-4-	新 地区協議会を核とした地域主導のまちづくり	
	-4-	新 地区協議会の役割、構成と運営	
	-4-	エリアマネジメントによるまちづくり	
	-4-	地区間連携によるまちづくり支援	
	-4-	NPOの力の活用	NPOを 新 地区協議会の構成メンバー、支援組織として位置づけ、その専門性や知識力を積極的に地域に活かす方策の導入
	-4-	新宿区エリアマネジメント協議会	区及び各 新 地区協議会内エリアマネジメントセンター等の協働参画による新宿区エリアマネジメント協議会の創設
	-2-	地域からの視点と発想による景観資源の調査、発掘	-1-2-(2)、 -3-1-(1)に位置づけ 「景観コンテスト」等による区民自らの手による景観形成の提案、地区協議会による提案の集約と実践
	-2-	地区協議会を核とした地域の景観計画の策定	-1-2-(2)、 -3-1-(1)に位置づけ 地区協議会が先導する景観計画策定に向けた景観協議会の設置
	-8-	重点地区・テーマ	-2-2(1)、 -3-1(1)-136の両方に位置づけ 地区協議会の運営等が該当。
(2) 地域における機能とサービスの充実			

- 4 広域的な都市課題への対応

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 広域的な都市課題への対応			
(1) 広域的な都市課題への対応	-3-	広域的な都市課題への対応	大都市特有の課題解決に向けた都市間、都、国との密接な連携
	-8-	経済との融合	継続的な取組が展開されるよう、経済的な規制と誘導を区が都・国との連携の下、提供。国等の関連事業を活用し、重点地区・重点テーマに取り組む。
	-8-	23区の連携	対策効果をより促進するため、23区の環境政策の連携を強化し、温暖化防止効果を拡大する。
137 ホームレス対策【重点】【新規】	-10-	ホームレスと地域住民を対立的に捉えず、人間としての共通の視点にたった解決策の推進	「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」の趣旨を生かした適切な就労支援、生きる意欲が持てるような援助の実施

- 5 行財政の効率的運営

現行計画の施策体系	区民提言書		
	体系番号	項目タイトル	備考
1 行財政の効率的運営	- 1 -	行政の体質改善・意識改革を図る	
	- 1 -	行政の組織体制を整備する	
	- 3 -	自立した区政をつくる - 能率的な行財政体制の確立	地方分権における権限に見合った税財源の移譲に向けた国や都への働きかけ、自治基本条例制定による国や東京都と対等な立場での相互協力関係の構築、都区制度改革の一層の推進 など
	- 4 -	まちづくりのソフトに対する予算づけ	
	- 4 -	単年度予算の仕組みからの脱却	まちづくり事業の継続性を確保するための新しい予算組みの仕組みの検討
(1) 高度情報化への対応	- 10 -	効率的な情報を提供するための情報統合化の推進	アナログ・デジタル双方をバランス良く配置した情報網のグランドデザインの構築
	- 8 -	「情報センター」は生活情報の多角化とヒューマンネットワークの構築	- 1-3-(3)、- 5-1-(1)に位置づけ 既存の各種公共施設とのネットワーク化による情報の一元化、コンシェルジェ機能の強化
	- 8 -	「情報センター」の早期実現のため委員会設置	
	- 8 -	区民がつくる「区民の、区民による、区民のためのメディア」を設立します	
138 電子区役所の推進			
(2) 効率的な区政運営の確立			
	1-3-	自立した区政をつくる - 能率的な行財政体制の確立	
139 行政評価の見直し			
140 コンビニ収納の導入【新規】			
141 区公共施設の保全計画の推進			
・財務会計・文書管理等システムの運用(一般事業)			
・イントラネットシステムの運用(一般事業)			